

# 伊勢市公報

第429号  
令和5年9月20日  
水曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市福祉健康センター条例施行規則を廃止する等の規則	2
<b>上下水道事業管理規程</b>	
○ 伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受託者選定委員会規程	4
<b>告 示</b>	
○ 市議会定例会の招集について	6
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	7
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	8
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	9
<b>公 告</b>	
○ 都市計画の変更素案の縦覧及び公聴会の開催に係る公告について	10
○ 農用地利用集積計画について	12
○ 地籍調査に係る地図及び簿冊の閲覧について	13
○ 公示送達	14
○ 公示送達	16
○ 負傷動物等の収容について	18
○ 負傷動物等の収容について	20

伊勢市福祉健康センター条例施行規則を廃止する等の規則をここに公布  
する。

令和5年9月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第56号

伊勢市福祉健康センター条例施行規則を廃止する等の規則

(伊勢市福祉健康センター条例施行規則の廃止)

第1条 伊勢市福祉健康センター条例施行規則（平成18年伊勢市規則第35号）は、廃止する。

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第2条 伊勢市事務分掌規則（平成19年伊勢市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の表健康福祉部の部高齢・障がい福祉課の款高齢福祉係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同款障がい福祉係の項第9号及び第10号を次のように改める。

(9) 障害児放課後等支援施設に関すること。

(10) 障がいの理解促進に関すること。

第5条の表健康福祉部の部高齢・障がい福祉課の款障がい福祉係の項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同部福祉総務課の款福祉総務係の項第1号中「福祉健康センター、みなとふれあいセンター」を「みなとふれあいセンター」に改める。

(伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部改正)

第3条 伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則（平成22年伊勢市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

## 伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受託者選定委員会規程

を次のように定める。

令和5年9月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業管理規程第3号

### 伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受託者選定委員会規程

#### (設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市五十鈴川中村浄化センター等維持管理業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

#### (委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 選定委員会に、副委員長1人を置き、委員のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、上下水道部下水道施設管理課において処理する。

#### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 155 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 5 年 9 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 5 年 9 月 11 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和5年9月14日

伊勢市教育委員会  
教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和5年9月21日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件  
議案第38号 奨学生の決定について

伊勢市選挙管理委員会告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和 5 年 9 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,063 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,189 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

34,378 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 103,134 人



伊勢市農業委員会告示第 11 号

伊勢市農業委員会第 213 回総会を次のとおり招集します。

令和 5 年 9 月 7 日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和 5 年 9 月 15 日（金）午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2 階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 議案第 2 号 事業計画変更承認申請について
  - 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

## 伊勢市公告第 50 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の変更に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公聴会の開催日時及び場所

令和 5 年 9 月 29 日（金）午後 7 時から

伊勢市役所東館 5-3 会議室

### 2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画道路の変更素案

### 3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

### 4 公述人の資格

伊勢都市計画道路の変更素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

### 5 意見申出書の提出期限

令和 5 年 9 月 15 日（金）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

### 6 公述人の選定

意見申出書を提出された方のうちから市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

#### 7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

#### 8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止します。

#### 9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所生活福祉課、小俣総合支所生活福祉課、御薗総合支所生活福祉課、伊勢市立伊勢図書館及び伊勢市立小俣図書館

#### 10 都市計画の素案の縦覧期間

自 令和5年9月1日（金）

至 令和5年9月15日（金）

#### 11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成17年伊勢市規則第135号）の規定によります。

#### 12 意見申出書の提出先及び問合せ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 51 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 5 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 52 号

河崎 2 地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和 5 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 地図及び簿冊の名称

河崎 2（河崎 2 丁目）の地籍図及び地籍簿

### 2 閲覧期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 21 日まで。ただし、令和 5 年 9 月 2 日から令和 5 年 9 月 4 日まで、令和 5 年 9 月 11 日及び令和 5 年 9 月 16 日から令和 5 年 9 月 18 日までを除く。

### 3 閲覧時間

午前 9 時 30 分から午後 3 時まで

### 4 閲覧場所

伊勢市生涯学習センター

5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、伊勢市に対し訂正の申出をすることができます。

6 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参してください。

7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

伊勢市公告第 53 号

公 示 送 達

下記の者の令和 5 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 5 年 9 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

伊勢市公告第 54 号

公 示 送 達

下記の者の令和 4 年度介護保険料督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 5 年 9 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略



省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

## 伊勢市公告第55号

### 負傷動物等の収容について

次の猫を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により収容した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

令和5年9月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 収容した動物

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市岡本1丁目	猫	雑種	キジトラ	雄	小	子猫	
2	伊勢市岡本1丁目	猫	雑種	キジトラ	雄	小	子猫	
3	伊勢市岡本1丁目	猫	雑種	キジトラ	雌	小	子猫	
4	伊勢市岡本1丁目	猫	雑種	キジトラ	雌	小	子猫	

2 収容した日 令和5年9月12日

3 収容期限 令和5年9月19日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市公告第56号

### 負傷動物等の収容について

次の猫を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により収容した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

令和5年9月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 収容した動物

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市河崎2丁目	猫	雑種	茶白	雌	小	子猫	

2 収容した日 令和5年9月13日

3 収容期限 令和5年9月19日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）